

次期総合計画検討会 報告書

平成 1 7 年 9 月

次期総合計画検討会

目 次

	頁
はじめに -----	1
検討会の活動状況 -----	2
「とちぎ21世紀プラン 中期計画（仮称）」の第2次素案及び 最終案への提言 -----	3
おわりに -----	12
検討会委員名簿 -----	13
調査関係部課 -----	13

はじめに

日本社会全体のシステムに多大な影響をもたらすであろう少子高齢化や人口の減少、地球規模での対応が求められている地球温暖化、あらゆる分野における急速なIT化の進展など、これまでの社会経済構造に大きな変化をもたらす様々な問題・現象が生じている。

さらには、国と地方自治体の役割を見直そうとする動きや、市町村合併の進展による市町村行政体制の充実など、地方分権型社会の実現を目指す中で、国や地方自治体のあり方も大きく変わることが求められている。

これらの様々な変化に加えて、本県においては平成15年11月に足利銀行が破綻し、一時国有化されるという事態が発生した中で、地域経済の再生に取り組まねばならない問題にも直面している。

このような状況において、県においては、平成17年度をもって計画年度が終了する総合計画「とちぎ21世紀プラン」に続くものとして、平成18年度から平成22年度を計画期間とする次期総合計画の策定作業を行っている。

現在の総合計画は、県政運営の指針として一定の成果を収めているところではあるが、引き続き県勢を持続的に発展させていくため次期総合計画は、非常に重要であると考えます。

本報告書は、県民の負託を受けた県議会の立場から、来年2月に決定される予定の次期総合計画に対し、本年1月に取りまとめた報告書を踏まえて、県政運営上の重要な政策課題等について、検討会においてさらに調査研究し、本県の将来を見据え、県勢発展のために次期総合計画において考慮すべき政策課題をまとめたものである。

検討会の活動経過

- 1 3月23日（水）〔第1回検討会 定例会中〕

本検討会が設置され、委員が選任された。
互選の結果、会長に大島和郎委員が、副会長に高橋文吉委員が選任された。
議長から「次期総合計画策定に当たっての今後の政策課題等について」の諮問があった。
- 2 4月27日（水）〔第2回検討会 閉会中〕

委員席を決定した。
年間活動計画を決定した。
次期総合計画の策定経過と今後の予定について執行部から説明を受けて、質疑を行った。
- 3 6月14日（火）〔第3回検討会 定例会中〕

次期総合計画策定の進捗状況等について執行部から説明を受けて、質疑・意見交換を行った。
- 4 7月4日（月）〔第4回検討会 閉会中〕

次期総合計画策定の進捗状況等について執行部から説明を受けて、質疑・意見交換を行った。
- 5 8月1日（月）〔第5回検討会 閉会中〕

報告書の案について検討を行った。
- 6 9月15日（木）〔第6回検討会 閉会中〕

報告書の案について検討を行った。

「とちぎ21世紀プラン 期計画（仮称）」の第2次素案及び最終案への提言

平成17年2月に栃木県総合計画「とちぎ21世紀プラン 期計画（仮称）」の第1次素案及び「新しい総合計画の策定に当たって」が示され、県が目指す将来象、それを実現するための5つの基本目標、地域整備の方向などを始め、計画の全体構成が明らかにされた。

また、次期総合計画の施策の展開方向や成果指標を記載した第2次素案（検討案）も示され、当検討会において活発な意見交換を行ってきたところである。

これら第1次素案等の内容は、今年1月の県議会の検討会報告書を始め、当検討会における提言等が反映されたものと、高く評価しているところである。

今後、県においては、この第1次素案並びに第2次素案（検討案）を基本として、第2次素案及び最終案の策定が予定されているが、特に、計画期間である平成18年度から平成22年度の5箇年間に重点的に取り組むべき具体的な政策課題について、次のとおり提言する。

1 教育の推進・青少年の健全育成

学ぶ力を育む教育の充実を図るとともに、心の教育の推進にも取り組むべきである。また、家庭・学校・地域社会・行政が連携・協力して、青少年の健全育成に取り組むべきである。

少人数学級の推進等による基礎的・基本的な学力の向上

教員の資質の向上と適正な教員評価の実施

耐震化を含め老朽化した学校施設や設備の計画的な整備

障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するための特別支援教育の充実

児童生徒の豊かな人間性を育む心の教育の推進

地域と連携した学校安全の確保

働くことへの関心や社会人としての自立意欲を育むキャリア教育の充実

家庭や地域における教育力向上のための支援強化

「とちぎ心のルネッサンス」運動の推進による青少年育成活動の活性化

2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

21世紀は「人権の世紀」とも言われており、国籍や性別、年齢等にとらわれることなく、異なった価値観等を尊重し、共に生きる社会を実現するための施策に取り組むべきである。

人権侵害に対する相談体制・保護体制の充実

関係団体との連携による在留外国人に対する相談体制の充実

家庭生活、地域活動、就業の場における男女共同参画社会の環境づくり

3 少子化対策・子育て支援

子どもの権利と生命が尊重される社会づくりを進めるとともに、子育てを社会全体で支えていくための環境づくりに取り組むべきである。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭の精神的、経済的負担の軽減についても努めるべきである。

ファミリーサポートセンターや子育てサロン等地域の子育て支援施設の整備促進

多様なニーズに対応した保育サービスの充実

関係機関の連携による児童虐待の未然防止と保護を要する児童に対するケアの充実

乳幼児医療費助成制度の現物給付化など母子保健医療対策の充実

父親を含めた育児休業取得の促進など仕事と家庭の両立推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動促進

4 福祉社会への取組

高齢者がいつまでも生きがいをもって自立して暮らしていけるよう、就業機会や学習機会の確保、介護予防・生活支援サービスの充

実等に取り組むとともに、要介護高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができる環境づくりに努めるべきである。

生涯学習機会の確保による高齢者の生きがいづくり

新予防給付事業の促進等による総合的な介護予防対策の充実

地域密着型の介護サービスの充実

身近な地域における適時・適切なりハビリテーション提供体制の整備

認知症高齢者の権利擁護や高齢者虐待防止対策の充実

県民の福祉ボランティア活動への参加促進

地域における障害者の自立した生活を支える体制の充実強化

5 健康づくりの推進

生涯を通じて健康で幸せな生活を送ることは、すべての県民の願いであり、これを実現するための総合的な健康づくりの推進について取り組むべきである。さらに、食品の安全性の確保など県民が安心できる生活衛生の確保にも取り組むべきである。

正しい食習慣の形成や運動習慣の定着など一次予防を重視した生涯健康づくりの推進

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など生活習慣病の予防対策の推進

動物由来感染症や性感染症などの感染症予防対策の推進

安全で安心な食品供給体制の確立

6 地域医療の確保

すべての県民が安心して良質な医療を適切に受けられるよう、地域における身近なサービスから高度で専門的な医療に至るまでの総合的な医療体制の整備について取り組むべきである。特に、救急医療体制の確保のために課題となっている医師不足については、早急に解決を図るべきである。

病院評価の受審促進など県民の視点に立った良質な医療の確保
高度先進医療や特殊医療機能の確保

小児科・産科医等の医師、看護師等の確保
市町村や医師会との連携による小児救急医療体制の整備
初期・二次・三次の機能分化等による救急医療体制の充実
難病患者の居宅生活支援体制の整備促進

7 活力ある農林業の振興

本県農業の持続的な発展を図るため、多様化する消費者ニーズに対応した安全な農畜産物の生産、流通・販売体制の確立や国が検討している農業経営全体に着目した新たな直接支払制度の円滑な導入等に取り組むべきである。また、本県の有する豊かな森林は、木材の供給源であるとともに、水源涵養などの多面的な機能を有しており、林業の振興に加えて、これらの保全と活用を図るべきである。

認定農業者の確保と集落型経営体の育成支援

県産農畜産物の輸出の促進

トレーサビリティシステム等による農畜産物の安全・安心対策の推進

新品種・新技術開発のための試験研究体制の充実と新品種等の迅速な普及定着

ほ場整備や農業水利施設、農林道など農林業生産基盤の整備促進

林業従事者の確保による県産材の安定供給と木造住宅の建設促進による利用拡大

家庭・学校・地域における食育及び地産地消の推進

都市と農山村の交流促進による農山村の活性化

農業生産活動の促進や定住条件向上等による中山間地域の活性化

8 地域経済の活性化と雇用の確保

経済のグローバル化の進展など時代の変化に対応できる活力ある商工サービス業を振興させていくため、新事業の創出や中小企業の活性化のための施策に取り組むべきである。また、増加するフリー

ターやニート対策、高齢者や女性の一層の活躍の場の創出、多様化する雇用ニーズに対応した人材育成など、雇用・就業環境の整備に努めるべきである。

「とちぎベンチャーサポートプラネット21」の機能強化による
新技術・新製品開発支援
産学官の連携による研究開発の推進
中心商店街活性化のための魅力づくりや集客の仕掛けづくりへの支援
地場産業の活性化のための販路開拓・新商品開発に対する支援
優遇制度の充実強化及び本県の優れた立地環境等を活かした積極的な企業誘致の推進
中高年齢者・障害者等の就労促進や若者のキャリア形成のための相談体制の充実や職業能力開発支援
男女が等しく子育てに参加できる労働環境の整備と意識啓発

9 社会資本の整備推進

県土の均衡ある発展と快適で安全な暮らしを確保するため、上下水道や道路、住環境等の社会資本の整備の推進に取り組むべきである。また、公共交通機関の維持、さらには利便性の向上を促進するとともに、人や環境にやさしい観点を含めた公共交通体系の充実を図るべきである。

上下水道の着実な整備の推進
利便性や快適性が高く、バリアフリーや環境に配慮した公共交通体系の整備・充実
北関東自動車道及び地域高規格道路を始めとする広域道路の整備促進
生活に身近な道路の整備や渋滞ポイントの解消

10 地域づくりの促進

県内各地域の活性化を図るため、それぞれの地域資源や特性を活かした地域づくりや都市づくりを推進すべきである。特に、中心市

街地の活性化を図るため、市町村と連携を図りながら既成市街地の再生に努めるべきである。

市町村が自らの創意工夫に基いて実施する地域づくりに対する支援の充実

都市計画道路の整備や土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

市町村や地元住民と連携した中心市街地活性化

11 観光戦略の展開

世界遺産として登録されている日光の社寺を始め、本県の自然、歴史、伝統ある史跡など優れた観光資源を効果的に国内外に発信するとともに、体験・交流型など多様化する観光ニーズに適切に対応しながら、豊かな地域資源を活用した観光振興施策を展開すべきである。

市町村・関係機関などとの連携の強化や各種メディアの活用等による国内外からの誘客の推進

地域の特徴ある観光資源の発掘や観光地間のネットワーク構築、ホスピタリティ向上等による魅力ある観光地づくりの推進

観光地へのアクセス道路の整備や交通渋滞緩和策等による観光交通の円滑化

12 高度情報ネットワーク社会への対応

あらゆる産業分野でのIT化が急速に進行しており、ユビキタスネット社会の実現に向け、すべての県民が情報通信ネットワークを活用できる環境整備の促進に取り組むべきである。さらに、行政情報の積極的な提供や行政手続きのオンライン化の取組を戦略的に進め、県民サービスの向上に努めるべきである。

市町村や事業者との連携による情報通信格差の解消

行政手続きのオンライン化の推進

インターネットを活用した行政情報の提供

13 社会貢献活動の促進

ボランティアやNPOなど多様な主体が地域づくりに参画しようとする動きが広まっていることから、県民自らが、積極的に社会貢献活動へ参加できる環境づくりに取り組むべきである。

県民の社会参加促進に向けた普及啓発

「とちぎボランティアNPOセンター」の活用による各種情報の発信

行政と県民とが協働して地域の課題を解決するための環境づくり

14 国際化への対応

急速なグローバル化の進展に対応するため、国際競争力を持った産業や人材の育成等を図る施策に取り組むべきである。また、国際化時代における幅広い分野での多彩な国際交流活動を促進すべきである。

学校教育における外国語教育や国際理解教育の推進

輸出支援策の展開や本県の魅力発信等による産業分野の国際化推進

外国人に分かりやすい行政情報や生活情報の提供

草の根レベルの多様な国際協力の促進

「とちぎ国際交流センター」の機能の充実

15 環境の保全と活用

本県の優れた自然や里山などの多様な生態系は、県民共有の財産であることから、将来にわたる保全対策に取り組むべきである。また、自然とのふれあいを求める人々に対して、自然を体験する場や機会を確保し、その活用も図るべきである。

ラムサール条約登録が決定された奥日光の湿原の保全

レッドデータブックを活用した希少な野生動植物の保全対策の推進

自然環境の保全や再生に配慮した道路、河川等の整備推進

野生鳥獣の適正な保護管理の充実
県民の自然ふれあい活動の促進

16 循環型社会の構築

持続的に発展が可能な社会を実現するため、温室効果ガスの排出削減など地球規模での環境保全に向けての取組を進めるとともに、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進など環境への負荷の少ない循環型社会を構築する施策に取り組むべきである。

省エネルギー意識の普及啓発等による温室効果ガスの排出削減対策の充実

温室効果ガス吸収源対策としての森林の適正な管理

大気や水、土壌環境など、地域環境保全のための指導徹底と県民への適切な情報提供

廃棄物減量のための県民への普及啓発とリサイクルの促進

廃棄物の適正処理のための施設の確保と排出事業者や処理業者に対する指導の徹底

不法投棄防止のための監視体制の強化と不法投棄物の撤去指導
学校や家庭、地域における環境教育・学習の推進と県民の自主的な環境学習の支援

17 安全で安心な県民生活の確保

犯罪や事故のない明るい地域社会を実現するため、県民、市町村、警察、県等が連携を密にして、安全で安心して暮らせる地域環境づくりに取り組むべきである。

県民の自主的な防犯活動の促進

地域と連携した犯罪抑止活動の推進

「被害者支援センターとちぎ」との連携による犯罪被害者支援の充実

県民の交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備推進

複雑・多様化する消費生活相談に対応できる体制の充実

18 災害対策の充実・強化

災害に強い県土づくりのため、治水対策、砂防対策、治山対策を推進するとともに、地域防災力の向上を図るため、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の連携した防災体制の確立に取り組むべきである。

大規模災害や危機に迅速かつ的確に対応できる防災・危機管理体制の強化と消防力の充実

自然災害に強い治山・治水・砂防対策の推進

19 その他

(1) 健全な財政運営の確保と行政改革の推進

次期総合計画を着実に推進していくための財源の確保に努め、財政の対応力を高める必要がある。

また、県民の視点に立って県民ニーズを的確にとらえ、選択と集中による効果的かつ効率的な県政を推進する観点から、より一層の行政改革を推進する必要がある。

(2) 地方分権の推進

本格的な地方分権の推進等により、地方自治体の自己決定、自己責任が拡大し、その役割が増大することが予想されることから、分権型社会に対応できる行政システムの構築に努めるとともに、住民に身近な行政サービスについては、できる限り市町村に任せ、市町村が自主性や自立性をさらに発揮できるよう努めるべきである。

(3) 特定課題の取扱い

次の課題については、国の動向等を注視しながらその対応を検討していく必要がある。

国会等移転

三位一体の改革

道州制

おわりに

本報告書は、昨年度に引き続き設置された検討会において、約半年間に渡り、昨年度の活動成果である報告書を踏まえて、更に調査・検討した成果を取りまとめたものである。

厳しい財政状況が見込まれる中であって、本県を取り巻く社会経済状況の変化に伴い、対応すべき課題が山積していることから、今回策定しようとしている総合計画は、県政運営の指針としてこれまでも増して重要なものになると考える。

次期総合計画は、執行部において、これまでの総合計画の成果を十分に検証した上で、これらの課題に対処するべく策定されるものと期待しているが、今後、第2次素案、最終案を経て決定される過程において、本報告書に盛り込まれた検討会の調査・検討結果が十分に反映されるよう望むとともに、策定された次期総合計画に基づく施策の展開にあたっては、県議会としても積極的に支援・協力を惜しまないものである。

委員会名簿

次期総合計画検討会

会 長	大 島 和 郎
副会長	高 橋 文 吉
委 員	石 井 万 吉
	郡 司 彰
	五十嵐 清
	岩 崎 信
	佐 藤 栄
	五月女 裕久彦
	相 馬 憲 一
	花 塚 隆 志
	早 川 尚 秀
	渡 辺 サト子
	増 淵 三津男

調査関係部課

企画部企画調整課

地域振興課